

令和5年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納税通知書等を送付します

納税通知書等の送付時期について

| 国民健康保険税 | 後期高齢者医療保険料 | 介護保険料(65歳以上の方) |
|---|---|--|
| 納税通知書または特別徴収通知書 7月中旬 発送予定 | 保険料額決定通知書と納付通知書 8月上旬 発送予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収で納付の方 保険料額決定通知書と納付通知書を 7月中旬 発送予定 ・特別徴収で納付の方 保険料額決定通知書を 8月中旬 発送予定 |

納付方法

- ・特別徴収…年金天引きによる納付
- ・普通徴収…納税通知書等または口座振替による納付

※国民健康保険税は世帯主に納税義務があります。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に被保険者がいる場合は、世帯主の方あてに納税通知書等を送付します。

※後期高齢者医療保険料は徳島県後期高齢者医療広域連合で決定されます。

※介護保険料は65歳の誕生日の前日の属する月から計算されます。保険料は前年中の所得や世帯の課税状況などに応じて段階別にわかれています。段階ごとの保険料額(年額)は令和3年度から令和5年度まで変更ありません。

※納付方法は変更される場合があります。要件については下記までお問い合わせください。

国民健康保険税 特例対象被保険者等(非自発的失業者)軽減制度について

会社都合等の退職等で特例対象被保険者等(非自発的失業者)の対象となる方は、申請により国民健康保険税の軽減が受けられます。

※申請に必要な要件や必要書類についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 市税務課 諸税担当(市役所1階) ☎ 32・3845 / FAX 33・3401
Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

令和5年度 国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行される方へ

現在、国民健康保険税を特別徴収にて納めていただいている方は、今年度、保険制度の切り替えにより年金天引きが停止され、普通徴収で納めていただくこととなります。

なお、国民健康保険税で口座振替をご登録でも、後期高齢者医療保険料に移行された際、口座振替を自動継続できません。後期高齢者医療保険料で口座振替を希望される場合は、改めて後期高齢者医療保険料を対象として口座振替のお申し込みが必要です。

税金のお支払いには安心・便利な口座振替をお勧めしています。

ご希望の方は金融機関または税務課にて**事前**に手続きができますので、ぜひご相談ください。

【口座振替に関するお問い合わせ先】 市税務課 納税普及担当(市役所1階)
☎ 32・3928 / FAX 33・3401 / Mail:nouzeihukyuu@city.komatsushima.i-tokushima.jp

